

## ご利用の際のお願い

～次の事項について遵守してください～

### ●利用範囲

視聴覚教育の普及と向上に役立つ活動で青森市視聴覚ライブラリー事務局が適当と認めた団体および個人とする。

### ●利用条件

1. 16ミリ映写機を操作する者は、「操作技術免許証」を有するか、16ミリ映写機操作技術講習会を修了した者であること。
2. 教材・教具を紛失または損傷した場合は、その損害を利用者が負担すること。
3. 視聴者から料金を徴収したり、営利目的等に使用しないこと。
4. 教材の複製をしないこと。
5. 個人への貸出は、ビデオテープのみとする。

### ●利用方法

1. 教材貸出の期間は、原則として一週間とし、一回につき3本までとします。
  2. 教材・教具の貸し出しは無料です。ただし、搬送が必要な場合の費用は、利用者が負担してください。
  3. 直接または電話で予約のうえ、「視聴覚教材・教具利用申込書」に必要事項を記入し、窓口に提出するか、郵送またはFAXで申し込んでください。
  4. 利用後は「視聴覚教材・教具利用報告書」を提出していただきます。教材・教具貸出し又は返却の際、報告書を記入していただきます。
- ※申込書・報告書は事務局にあります。

### ●教具類の貸出

16ミリ映写機、液晶ビデオプロジェクター、スライド映写機、スクリーン等を貸し出しています。  
下記事務局までお問い合わせください。

### ●教材・教具利用申し込み先

青森市中央市民センター内 青森市視聴覚ライブラリー事務局  
〒030-0816 青森市松原1-6-15  
TEL 017-734-0164 FAX 017-775-7048